

# 経営者年金共済のご案内

## (拠出型企業年金保険)



全共済は加盟団体と共に中小企業の相互扶助によって  
中小企業経営者、事業主とその家族の方々のための  
掲記共済を推進しております。

**【ご意向に沿った商品内容が必ずご確認ください】**

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)ならびに「当パンフレット」に記載の給付金額(積立金額)・保険料等が、お客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。

※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。

※お申込みにあたっては、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

加盟団体名

一般財団法人 **全国中小企業共済財団** (全共済)

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12 TEL 03-3264-1511 FAX 03-3239-1978

ホームページ <http://www.zenkyosai.or.jp>

## 制度の特長

1. 特定退職金共済制度に加入できない事業主とその家族従業員および法人の役員の方の福利厚生制度です。
2. 月々の定額掛金で経営者の方々の退任慰労金等の準備ができます。
3. 将来の生活設計資金や老後の年金生活保障等の設計を容易にたてることができます。

## 制度の取扱い

### 加入資格

1. 全共済の加盟団体の会員・組合員(事業主)とその家族従業員および法人の役員で、満 15 歳以上満 70 歳未満の方です。  
ただし、加入申込日現在、健康で正常に就業している方に限ります。
2. 加入後は、満 80 歳を迎える月の末日(掛金の払込満了時)まで継続加入できます。

### 加入方法

- ・ 所定の加入申込書および預金口座振替申込書に必要事項を記入・捺印のうえ、初回掛金(3ヵ月分)を添えて加盟団体に提出してください。

### 掛金の払込方法

1. 掛金の払込は年 4 回、3ヵ月毎に加入事業所が指定した預金口座より振替収納いたします。  
(注)事業所が指定した預金口座
  - ①事業所が法人の場合  
掛金の負担が事業所・加入者自身にかかわらず法人口座をご利用願います。
  - ②事業所が個人企業の場合  
個人事業所口座をご利用願います。
2. 金融機関に対する振替請求は、全共済が委託した日本共同システム(N.K.S)が行います。
3. 払込満了日は、満 80 歳に達した月の末日です。

### 効力発生日(加入日)

加盟団体の払込サイクル月(A:1・4・7・10月、B:2・5・8・11月、C:3・6・9・12月)の1日。  
なお、増口も同様の取扱いとなります。  
詳しくは、加盟団体または全共済にご確認ください。

### 追加加入および加入口数の増口

1. 追加および増口加入は、年 4 回の掛金払込時期に合わせ、所定の加入申込書、または口数増加申込書に必要事項を記入・捺印のうえ、追加および増口加入分の初回掛金(3ヵ月分)を添えて加盟団体に提出してください。
2. 増口することはできますが、減口・掛金払込の中止はできません。

# 掛金

## 月額掛金と加入口数

月額掛金は1口10,000円で、1人最高99口990,000円まで加入、増口することができます。  
上記掛金には、1口につき300円の制度運営事務費が含まれています。

## 掛金負担者

事業所または加入者自身です。なお、事業所負担の場合は、加入に際して加入者の同意を確認してください。

## 掛金の運用

納付いただいた掛金から制度の運営に必要な制度運営事務費(1口につき月額300円)を控除して、全共済が拠出型企業年金保険契約に基づき、引受保険会社に委託します。

# 給付金

本制度からの給付金は下記のいずれかとなります。

## 脱退一時金

加入者が死亡以外の事由で脱退したとき、その時点での積立金を脱退一時金として支払います。

## 遺族一時金

加入者が積立期間中に死亡したとき、脱退一時金に死亡時加算額(1口につき50,000円)を加えた遺族一時金を支払います。

## 年金

加入後10年以上かつ年齢満50歳以上の方が年金支給を希望されたとき、年金支払開始後10年間、加入者の生死にかかわらず年金の支払を保障します。なお、年金月額10,000円以上となる必要があります。(給付額試算表の年金月額3ヵ月分ずつをまとめて年4回支払います。)

(注) 払込満了時に加入者が年金支給を希望されない場合は、その時点での積立金を脱退一時金として支払います。

## 受取人

脱退一時金…………… 掛金負担者と同じ

年金…………… 掛金負担者と同じ

遺族一時金…………… 掛金負担者が事業所の場合：事業所  
掛金負担者が加入者自身の場合：労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償を受ける者の順位と同順位とします。(配偶者・子・養父母・実父母…の順)

## 年金を選択した場合

年金支払開始期日は、被保険者が受給権を取得した日とします。年金は10年確定年金として加入後10年以上かつ年齢満50歳以上の方が積立を終了した場合、脱退された月の翌月末日が第1回年金支払日となり、以降3ヵ月毎にお支払いします。

ただし、年金月額が10,000円未満の場合には一時金として支払われます。

年金開始後、年金受取人(遺族を含む)からご希望があれば、将来の年金支払に代えて、残存年金支払期間の未支払年金現価を一時金でお支払いいたします。

## 請求方法

給付金の請求は所定の通知書兼請求書を加盟団体を通じてご請求ください。

なお、給付金の内容等により必要に応じて他に提出いただく書類があります。

## 月払 給付額試算表 (月額掛金 1口 10,000円につき)

積立期間	払込掛金累計	積立金額 (脱退一時金額)	遺族一時金額	年金月額
1年	120,000円	約 113,000円	約 163,000円	約 (980円)
2年	240,000円	228,100円	278,100円	(1,960円)
3年	360,000円	342,800円	392,800円	(2,950円)
4年	480,000円	458,100円	508,100円	(3,940円)
5年	600,000円	573,900円	623,900円	(4,930円)
6年	720,000円	690,300円	740,300円	(5,930円)
7年	840,000円	807,300円	857,300円	(6,930円)
8年	960,000円	924,800円	974,800円	(7,940円)
9年	1,080,000円	1,043,000円	1,093,000円	(8,960円)
10年	1,200,000円	1,161,800円	1,211,800円	(9,970円)
15年	1,800,000円	1,764,500円	1,814,500円	15,150円
20年	2,400,000円	2,382,000円	2,432,000円	20,450円
25年	3,000,000円	3,017,300円	3,067,300円	25,900円
30年	3,600,000円	3,673,100円	3,723,100円	31,520円

※最低年金月額(10,000円)に満たない場合は( )表示となり、一時金でお支払いします。

### 給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

1. 給付額試算表の金額は、次の条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払い額をお約束するものではありません。

(1) 制度として2,473,000円を常に維持していること。

(2) 加入者全員の保険料が毎月1日に入金されたものであること。

(3) 給付額試算表の給付額は、予定利率(平成25年12月1日現在)に基づき計算しております。

予定利率については、将来、経済変動等により変更される場合があります。

記載の給付額試算表には、配当金を加算しておりません。毎年の配当金はそれぞれのお支払い時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定しておりません。決算実績によってはお支払いできない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積み増しに充当されます。年金受給後配当金が生じた場合には、年金積増のための保険料に充当されます。

年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。

2. 中途脱退した場合は、加入期間により脱退一時金が払込保険料を下回ることがあります。

※年金・一時金のお受取りには所定の条件があります。お申込みにあたっては、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

## 税務と経理処理について

### 1. 掛金を事業所が負担した場合

掛金は資産に計上してください(損金、必要経費とはなりません)。

事業所が受けた給付金は、脱退一時金、年金として実際に加入者に支払ったとき損金処理をすることになります(法人税基本通達 9-2-28)。

### 2. 掛金を加入者自身が負担した場合

一般の生命保険料控除の対象となります(制度運営事務費を除く。所得税法第76条、地方税法第34条・同第314条の2)。加入者が受け取る年金は、雑所得(所得税法第35条、同法施行令第183条)、脱退一時金は、一時所得(所得税法第34条、同法施行令第183条)、遺族一時金は相続財産(相続税法第3条、第12条)となります。

※記載の税務取扱は平成25年11月1日現在の税制に基づくものです。今後取扱いが変わることがあります。

なお、個別のお取扱いについては、所轄の税務署にご確認ください。

## 制度の運営

本制度は一般財団法人全国中小企業共済財団がアクサ生命保険株式会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営されます。なお、本制度はその運営を円滑にするために内容の一部を変更することがあります。

### 【個人情報の取扱いについて】

本制度の運営にあたって加盟団体および全共済は、加入対象者（被保険者）およびその雇用主の個人情報（氏名・性別・生年月日等。以下、「個人情報」）を取扱い、全共済が保険契約を締結している引受保険会社へ提出いたします。加盟団体・全共済は本制度の運営において取扱う個人情報を当該制度の事務手続きおよびその他共済制度(加盟団体・全共済の取扱う他の共済制度を含む)に関連・付随する業務のために利用し、また、全共済は当該加盟団体に上記目的の範囲内で提供します。引受保険会社は提供を受けた個人情報を保険契約の引受け・継続・維持管理、一時金・年金等の支払、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供・維持管理、引受保険会社業務に関する情報提供・運営管理・商品サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、加盟団体・全共済（加盟団体もしくは全共済の委託先を含む）に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き加盟団体・全共済および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。本制度の引受保険会社は、今後変更されたり、複数の保険会社で引受ける共同取扱方式に変更される場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

この個人情報取扱いに関するご案内に関しまして同意いただけない場合は、加入不同意として取扱わせていただきますのでご了承ください。なお、全共済ならびに引受保険会社は個人情報の取扱いについて、インターネットホームページ等で公表しています。

お問合せ先

一般財団法人 **全国中小企業共済財団**

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12

TEL03-3264-1511

<http://www.zenkyosai.or.jp>

引受保険会社

**アクサ生命保険株式会社**

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー

TEL 03-6737-7777 (代表)

<http://www.axa.co.jp/life>

Form No.0D2803(1.0) AXA-A1-1311-3237/A7N

MEMO

## 【ご意向に沿った商品内容が必ずご確認ください】

本書面および「パンフレット」に記載の給付金額（積立金額）・保険料などがお客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。お申込みください。

この【重要事項説明書】は、拠出型企業年金保険の契約内容について特にご確認いただきたい事項＜契約概要＞と、お申込みの際に特にご注意いただきたい事項＜注意喚起情報＞を記載しています。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご理解いただきますようお願いいたします。

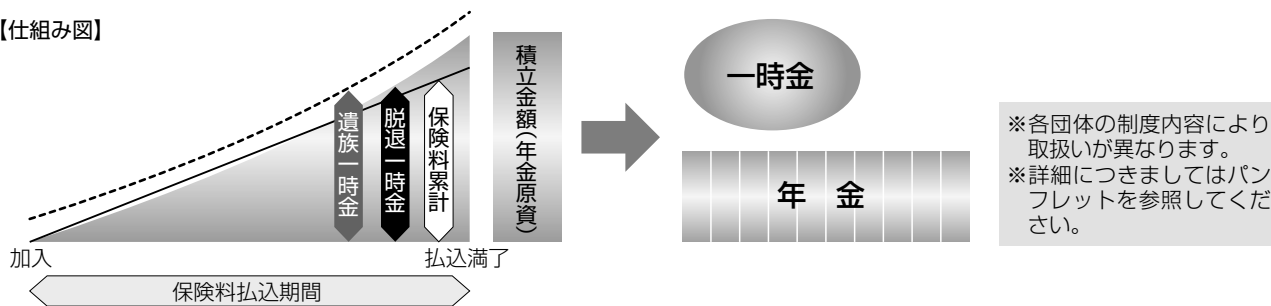
「年金や一時金をお支払いできない場合について」などお客様にとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。また、既契約の解約などを前提とした新たなお申込みをされる場合、お客様に不利益となる可能性がありますので十分にご検討をお願いいたします。お申込みの際には具体的な制度内容が記載されたパンフレットをあわせてご参照いただき、不明な点などは所属団体またはアクサ生命に照会してください。

## <契約概要>

■商品の名称 拠出型企業年金保険・拠出型企業年金保険遺族年金特約

■商品の仕組み 団体の役員・従業員、会員事業所の事業主・役員・従業員の退職一時金・年金を準備するために、団体を契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に保険料を払い込み、保険料払込満了後は保険料払込満了時点の積立金を原資とした年金を受け取れます。（年金に代えて一時金として受け取ることもできます。）  
また、拠出型企業年金保険遺族年金特約により加入者の死亡時には加入者数に応じた特約遺族年金が加算されます。

【仕組み図】



■保険期間など 保険料払込満了期日や年金受取開始時期、年金受取期間などは各団体の取決めによります。詳細はパンフレットを参照してください。

■主な支払事由

- ◆基本年金……保険料払込満了期日を迎えた時に、積立金を原資とした年金をお支払いします。
- ◆中途脱退年金…保険料払込満了期日前に脱退される場合は、中途脱退年金をお支払いします。
- ◆遺族年金……加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、遺族年金を遺族年金受取人にお支払いします。

※一時金を希望される場合には、将来の年金のお支払いに代えて一時金をお支払いします。また、積立金額（年金原資）から計算した年金月額が1万円未満となる場合にも一時金でお支払いします。

■加入資格について 拠出型企業年金保険については、申込日現在、健康で正常に就業している方のみご加入いただけます。加入資格の詳細はパンフレットを参照してください。  
※退職、退会などにより加入資格がなくなった場合にはすみやかに脱退していただけます。

■保険料について 1口あたりの保険料、加入者数の設定についてはパンフレットを参照してください。

■配当金について 毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定します。決算実績によってはお支払いできない年度もあります。  
積立期間中の配当金は積立金の積増のために充当し、年金受給権取得後は年金の増額のために充当します。年度途中で脱退された場合はその年の配当金はありません。

■積立金について お払いいただいた保険料は、事務手数料や遺族年金特約保険料を差引いて積み立てられ、所定の予定利率により運用されます。予定利率については将来変更される場合があります。  
将来の受取予想額につきましてはパンフレットに記載の給付額試算表にてご確認ください。  
(将来の受取額をお約束するものではありませんのでご注意ください。)

## 【引受保険会社・共同取扱契約について】

この保険契約の引受保険会社はパンフレットに記載しています。この保険契約が共同取扱契約である場合、アクサ生命保険株式会社（事務幹事会社）が他の引受保険会社の委任を受けて事務を行います。共同取扱契約とは、複数の保険会社が共同して引受ける契約をいい、各引受保険会社は各加入者の積立金のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。（給付に際しての負担割合は相違する場合があります。）なお、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

## <注意喚起情報>

### ■ご加入のお申込みの撤回（クーリング・オフ）について

拠出型企業年金保険については、団体を契約者とする保険契約であることから、ご加入のお申込みの撤回（クーリング・オフ）の適用がありません。ご加入に際しては内容を十分確認・検討のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

### ■責任開始期（効力発生日）について

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社が加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の効力発生日から契約上の責任を開始します。

加入申込日と効力発生日については所属する団体のパンフレットにて確認してください。

初回保険料の払い込みがなかった場合は申込取消しとなり効力が発生しない場合がありますのでご注意ください。

なお、生命保険会社職員・代理店・団体役員などには保険契約への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

### ■保険料の払込について

各団体が定めた方法により保険料を払い込んでいただきます。

保険料の払い込みがなかった場合、最後に振替えられた保険料の応当月末をもって自動脱退となる場合があります。

詳細は所属する団体のパンフレットにて確認してください。

### ■脱退・払出し時の一時金額について

この制度の保険料は、お払いいただいた保険料をそのまま積み立てるのではなく、一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、加入期間が短い場合、積立金や脱退一時金額がお払いいただいた保険料の合計額を下回る場合があります。

### ■年金や一時金をお支払いできない場合について

次のような場合、年金・一時金のお支払いに制限があります。

◆遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金現価を他の相続人にお支払いします。

◆契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取消しとなることがあり、既に払い込まれた保険料は払戻ししません。

◆受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺をおこなった時（未遂を含みます）など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

◆契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

◆契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約への加入・増口（保険料の増額）の際に、故意または重大な過失により告知を求めた事項について事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合は、特約遺族年金の加算がないことがあります。

### ■年金・一時金などのお支払いに関する留意事項について

◆お客様からのご請求に応じて、年金・一時金のお支払いを行う必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があるとと思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに団体の担当窓口またはアクサ生命営業店にご連絡ください。

◆お支払事由が発生する事象、年金・一時金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本「重要事項説明書」、アクサ生命ホームページにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。

◆年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などには、すみやかに団体の担当窓口またはアクサ生命営業店にご連絡ください。

### ■契約の継続について

拠出型企業年金保険においては、制度全体の加入者数が所定の人数を下回った場合、契約が継続できなくなる場合があります。

#### 【引受会社の信用リスクについて・生命保険契約者保護機構について】

引受会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

保険契約者保護措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL：03-3286-2820「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時」

ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

#### 【予定利率などの変更について】

引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動など、この契約の締結の際予見し得ない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで予定利率などを変更することがあります。

#### 【当制度に関するお手続き・相談・苦情窓口について】

当制度に関するお手続きやご相談は、団体（契約者）へお問い合わせいただくか、パンフレット記載の保険会社営業店へご連絡ください。

当制度に関する苦情は、所属団体・保険会社営業店もしくはアクサ生命お客様相談グループ（TEL:0120-030-775 受付時間：9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）へご連絡ください。

#### 【指定紛争解決機関について】

この商品にかかる指定紛争解決機関は（社）生命保険協会です。

（社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp/>）

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

FAX送信欄

平成 年 月 日

一般財団法人全国中小企業共済財団 行

## 経営者年金共済

( 1. 加入したい 2. 一度説明を聞きたい 3. その他 )

※番号に○印を付けてください。加入を希望される方は、後日正式申込書をご提出いただきます。

事業所名	
住 所	〒
電話番号	
ご担当者名	
加盟団体名	

【 FAX 送信先 】 03-3239-1978 全共済事務局

【 お問合せは 】

**一般財団法人全国中小企業共済財団(全共済)**

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12  
TEL 03-3264-1511 FAX 03-3239-1978

### ■個人情報に関するお取扱いについて

全共済・加盟団体・引受保険会社の個人情報に関するお取扱いについてはパンフレットをご一読ください。